

# 一般社団法人 健康生きがいつくりアドバイザー北海道協議会規程

## 第1章 総則

### <名称>

第1条 当法人は、一般社団法人 健康生きがいつくりアドバイザー北海道協議会と称す。

### <事務所>

第2条 当法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

2 当法人は、必要に応じて従たる事務所を設置することができる。

### <目的>

第3条 当法人は、健康生きがいつくりアドバイザーが健康・生きがいつくりを支援する様々な事業及び活動の展開を通して、中高年の健康づくりの増進と自立を支援し、明るく活力ある長寿社会の推進に寄与することを目的とする。

そのために次の事業及を行い、併せて国又は地方公共団体などの諸団体並びに一般財団法人健康・生きがい開発財団との連絡調整を行い、会員相互の情報の提供・交換、資質の向上、親睦のための事業を行う。

2 この規程は定款の定めに基づきその詳細部分を定める。

### <事業及び活動>

第4条 前条の目的達成のために定款第3条に定める以下の事業を行う。

- (1) 健康・生きがいつくりに関する講座、講演会、研修会、イベント企画・実施、講師派遣事業。
- (2) 健康・生きがいつくりに関する情報の収集、分析、提供の事業。
- (3) 健康・生きがいつくりに関する、相談、助言活動の事業。
- (4) 中高年の生きがい就労・仲間づくりの支援を目的とする事業。
- (5) 成年後見制度に関する事業。
- (6) 障がい者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業。
- (7) 高齢者の福祉を目的とする事業。
- (8) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業。
- (9) 地域社会の健全な発展を目的とする事業。
- (10) 会員相互の情報の提供・交換のための会報誌の発行及び会員相互の資質の向上、連携、交流、研鑽、親睦に関する事業
- (11) その他前各号に掲げる事業及び活動に附帯又は関連する事業。

## 第2章 会員

### <会員の構成>

第5条 当法人の会員は正会員、賛助会員、名誉会員で構成する。

- 2 正会員とは、一般財団法人健康・生きがい開発財団の「健康生きがいづくりアドバイザー」として認定を受けたもので、健生北海道の目的に賛同し所定の入会手続きを経たものをいう。
- 3 当法人の役員に就任するものは、原則財団にアドバイザー資格が登録されているものとする。
- 4 賛助会員は当法人の目的に賛同し、その活動に参加を希望するものは、所定の入会手続きを行い、理事会の承認をもって入会することができる。  
ただし、個人、団体を問わないが、以下の事項の権利を有しない。
  - (1) 総会における発言権、議決権、被選挙権
  - (2) 役員、会計及び各部の部長
  - (3) 当法人の運営に関わること
- 5 名誉会員は、当法人に功労のあった者で、理事会の推薦により総会の承認を経なければならない。ただし承認後本人の承諾がなければならない。
- 6 賛助会員が正会員になるには、健康生きがいづくりアドバイザー資格を取得し前第2項の手続きを経なければならない。
- 7 正会員から賛助会員への変更は認めない。

### <会費>

第6条 会員は別に定める「会費管理規程」により年会費を納入しなければならない。

- 2 正会員は年額 5,000 円とする。
- 3 賛助会員のうち個人は年額 1 口 3,000 円とする。ただし団体の場合は年額 1 口 10,000 円とする。
- 4 賛助会費は個人、団体ともに 1 口以上とし、法人の場合は 3 口以上とする。(団体とは法人格のない任意団体のことを言う)
- 5 名誉会員の年会費は納入することを要しない。
- 6 前条 6 項の場合、期の途中で賛助会費納入後であれば、会費の差額は返還する。

### <退会・除名・資格喪失>

第7条 退会、除名、資格喪失については定款第9条、第10条、第11条に定める。

### <会費の不返還>

第8条 会員が脱会、または資格喪失した時は、既に納入して会費は返還しない。

### 第3章 組織及び役員

#### <組織>

第9条 当法人には、以下の組織を置く。

- (1) 総会
  - (2) 理事会
  - (3) 運営委員会
  - (4) 必要に応じて設置する専門部及び特別委員会
- 2 総会及び理事会の規定は「定款」及び「総会規程」「理事会規程」に定める。
  - 3 理事会の構成員は、第10条に定める会長、副会長、事務局長、監事とする。
  - 4 運営委員会は理事会の決議により事務局長が統轄する。
  - 5 専門部は理事会の決議により会長が部長を任命し運営を委嘱する。(企画部、会報編集部、研修養成部等)
  - 6 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、事務局員および前項専門部の部長を構成員とする。
  - 7 特別委員会は理事会の決議により設置し会長が委員長を任命し運営を委嘱する。(法人設立準備委員会等)

#### <役員>

第10条 健生北海道には定款第23条により、以下の役員を置く

- (1) 会長
  - (2) 副会長 2名以上 3名以内
  - (3) 事務局長
  - (4) 監事 2名
  - (5) 会長、副会長、事務局長は定款上の理事であり、会長は代表理事として当法人を代表する。
2. 前項の役員のほかに顧問を置くことができる。
  3. 顧問は役員経験者など本会の運営に多大な尽力をした会員とし、理事会で推薦し総会で報告しなければならない。
  - 3 顧問は役員に順ずるものとし、必要に応じて本会運営の助言を求めることができる。

#### <役員を選任、任期、報酬等>

第11条 役員を選任、任期、報酬等については定款第24条、第27条、第29条に定める。ただし再任を妨げない。

2. 会長に欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定め

た順序に従い他の理事がこれに代わる。

<理事の職務と権限>

第12条 理事の職務と権限については定款第25条に定める。

<監事の職務と権限>

第13条 監事の職務と権限については定款第26条に定める。

<役員解任>

第14条 役員解任については定款第28条に定める。

<取引の制限>

第15条 理事との取引については定款第30条に定める。

<責任の一部免除または限定>

第16条 役員賠償責任について責任の一部免除又は限定については定款第31条に定める。

#### 第4章 総会

<構成>

第17条 総会は定款第13条に定めるとおり、全ての正会員をもって構成する。

<決議事項>

第18条 総会は定款第14条に定めるとおり、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 会費並びに賛助会費の額
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定める事項

<開催>

第 19 条 総会は定款第 15 条に定めるとおり、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

<招集>

第 20 条 総会は、定款第 16 条に定めるとおり、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

<議長>

第 21 条 議長は定款第 17 条に定めるとおり、出席した正会員の中から選出する。

<決議権>

第 22 条 総会における決議権は定款第 18 条に定める通り正会員 1 名につき 1 個とする。

<決議>

第 23 条 総会の決議は、定款第 19 条に定めるとおり、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上が出席し、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
  - (6) その他法令又はこの定款で定める事項

<代理>

第 24 条 代理については定款第 20 条に定める。

<議事録>

第 25 条 総会の議事録については、法令及び定款第 21 条に定めるとおり、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果及び一般法人法施行規則第 11 条第 3

項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び議事録署名人がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

<総会規程>

第26条 総会に関する事項については、定款第22条に定めるとおり、法令又は定款に定めるもののほか、理事会において定める総会規程による。

第5章 理事会

<構成等>

第27条 理事会は、定款第32条に定めるとおり、すべての理事をもって構成し、業務の執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要あるときは意見を述べなければならない。

<権限>

第28条 理事会は、定款第33条に定めるとおり次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長の選定及び解職
- (4) 規程並びに基準の制定、変更及び廃止
- (5) 総会の開催の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 定款第31条の責任の一部免除
- (6) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令の定める体制の整備

<開催>

第29条 通常理事会の開催は定款第34条に定めるとおり、3か月に1回以上開催する。

2 臨時理事会は定款第34条第2項に定める。

<招集>

第 30 条 理事会は、定款第 35 条に定めるとおり、会長が招集する。ただし定款第 34 条第 2 項 3 号により理事が招集する場合及び同項 5 号により監事が招集する場合を除く。

<議長>

第 31 条 理事会の議長は、定款第 36 条に定めるとおり、法令に別段定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

<決議>

第 32 条 理事会の決議は、定款第 37 条に定めるとおり、定款に特別に定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることはできない。

3 前項の規定に関わらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該案件を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。

<報告の省略>

第 33 条 理事会報告の省略については定款第 38 条に定める。

<議事録>

第 34 条 理事会の議事については、定款第 40 条に定めるとおり、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

<理事会規程>

第 35 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款第 41 条により理事会規程で定める。

## 第 6 章 基金

<基金>

第 36 条 基金の拠出等については定款第 42 条に定める。

## 第7章 計算

### <事業年度>

第37条 事業年度は、定款第43条に定めるとおり、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

### <事業計画及び収支予算>

第38条 事業計画及び収支予算については、定款第44条に定めるとおり、毎事業年度開始前に会長が作成し理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### <事業報告及び決算>

第39条 事業報告及び決算については、定款第45条に定めるとおり、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### <余剰金の不分配>

第40条 定款第46条に定めるとおり剰余金の分配は行わない。

## 第8章 情報公開及び個人情報の取扱

### <情報公開>

第41条 情報公開については定款第47条に定めるとおり、情報公開規程により、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料を積極的に公開するものとする。



<個人情報>

第 42 条 定款第 48 に定めるとおり、事業または活動上知り得た個人情報の保護には万全を期すものとする。

## 第 9 章 規程の改正及び施行

<規程の改正>

第 43 条 本規程の改正は、理事会の承認を経て、総会における総正会員の半数以上が出席し、その過半数の賛同をもって改正することができる。

<施行>

第 44 条 この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 【参考】

(理事会の決議の省略)

**第 96 条** 理事会設置一般社団法人は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。

## 般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則

**第 11 条** 法第五十七条第一項 の規定による社員総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる

- 3 社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 一 社員総会が開催された日時及び場所
  - 二 社員総会の議事の経過の要領及びその結果
  - 三 次に掲げる規定により社員総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
- 4 次の各号に掲げる場合には、社員総会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
  - 一 法第五十八条第一項 の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合 次に掲げる事項

- イ 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - ロ イの事項の提案をした者の氏名又は名称
  - ハ 社員総会の決議があったものとみなされた日
  - ニ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 二 法第五十九条の規定により社員総会への報告があったものとみなされた場合 次に掲げる事項
- イ 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容
  - ロ 社員総会への報告があったものとみなされた日
  - ハ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名